

大きな災害がありました。

寄付を考えられる人が多いと思います。  
税務の立場から、税の援助を考えてみたい。



例えば 日本赤十字社に寄付をしました。

ホームページを開くと、下記のような文言があります。

東北関東大震災義援金を受け付けます  
※この義援金は寄付金控除の対象となります。

■ 郵便振替(郵便局)

口座記号番号 00140-8-507  
口座加入者名 日本赤十字社 東北関東大震災義援金  
取扱期間 平成23年3月14日(月)～平成23年9月30日(金)

※郵便局窓口での取り扱いの場合、振替手数料は免除されます。  
※郵便窓口でお受取りいただきました半券(受領証)は、免税証明としてご  
いただけますので、大切に保管してください。  
※通信欄にお名前、ご住所、お電話番号を記載してください。

寄付金控除とは、『特定寄付金』として、下記の金額まで、所得控除を受けることが  
できます。

$$\left[ \begin{array}{c} \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{2千円} \end{array} \right] = \left[ \begin{array}{c} \text{寄附金控除額} \end{array} \right]$$

注:特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

手続きは、確定申告の際に、寄付をしたことを証明する書類を添付します。

郵便振替の場合は、振替の後、右記のような受領書が残ります。  
この用紙が、証明書になります。

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00140-8
加入者名	日本赤十字社
金額	507
おなまえ	富山市
ご依頼人	
日附印	23-03-15
料金	郵便局
備考	(32038)04 N91270014

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押しください。  
この受領証は、大切に保管してください。

例えば、北日本新聞社に義援金を納付するとどうなるか。

18日午前中に電話で確認しました。  
現金受付については、預かり証を発行します。  
ただ、寄付金控除の対象になるかどうかは、確認中ということです。

預金への振替については、ネットに振込先が確認できます。  
扱いについては、現金受付と同様です。

どうしても、寄付金控除を受けたいという時は、日赤への支払を  
お勧めしますということです。

なかがわ会計 2011/3/18

なかがわ会計 20110317